

八代広域行政事務組合監査委員公告第2号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、定期監査の結果に対する措置状況報告書を、別紙のとおり公表します。

平成30年10月2日

八代広域行政事務組合監査委員 江崎 眞 通  
八代広域行政事務組合監査委員 村川 清 則

定期監査結果に対する  
措置状況報告書  
(平成30年9月)

八代広域行政事務組合  
監 査 委 員

八消総第403-2号  
平成30年9月14日

八代広域行政事務組合監査委員 様

八代広域行政事務組合  
管理者 中村 博生

定期監査結果に対する措置状況報告について

平成30年8月10日付け、八広監第20号で指摘された改善を要する事例について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき通知します。

記

- 1 監査対象年度 平成29年度
- 2 監査実施期間 平成30年7月5日～平成30年7月20日
- 3 措置状況の報告

(1) 歳入関係事務

指摘事項	<p>平成29年7月からの自動販売機設置について、八代広域行政事務組合行政財産使用料条例に基づき、行政財産使用許可が行われているが、使用許可書において使用料が月額となっていた。同条例第2条別表備考2では、「使用許可の期間が1年に満たないとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、日割りをもって計算する。」となっている。</p> <p>行政財産使用料については、条例に基づいた金額を計算し、適正な事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>平成30年度からは、本組合行政財産使用料条例に基づいた使用料算定及び許可を行い、適正な徴収事務を行うこととした。</p>

(2) 歳出関係事務

指摘事項	<p>八代広域行政事務組合消防本部防火活動事業補助金交付要領に基づく、防火活動事業補助金において、八代広域幼少年婦人防火委員会に対し、事業補助として補助金が交付されていたが、実績報告書による事業実績額が、交付された補助金の金額より少額だったにも関わらず、差額の返還を求めてなかった。</p> <p>事業補助金は、補助目的、補助対象経費、補助率等の明確な規定に基づき、申請書・実績報告書等の精査により、補助対象の適否を判断し、交付額を決定するものである。</p> <p>実績報告を再度精査し、補助金返還を行っていただきたい。また、対象事業が明らかになるよう「八代広域行政事務組合消防本部防火活動事業補助金交付要領」の見直しを行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>補助金の返還については、実績報告の再精査により、137円の残金が生じたため、補助金の返還を求め、全額返還が完了しております。</p> <p>また、「本組合消防本部防火活動事業補助金交付要領」の見直しについては、対象事務が明らかとなるよう補助対象経費を明確化(同要綱第3条)し、また補助金の返還(同要綱第9条)を義務付けた内容の一部改正を行っております。</p>